

学校法人 松柏学院 倉吉北高等学校同窓会波々伎会会則

- 第 1条 本会は学校法人松柏学院倉吉北高等学校同窓会波々伎会と称する。
- 第 2条 本会の事務所は学校法人松柏学院倉吉北高等学校（以下母校と称す）に置く。
- 第 3条 本会は会員相互の親睦を図り併せて母校の発展を期するを目的とする。
- 第 4条 本会は次の事業を行う。
1 会員の親睦に関する事項
2 母校の発展に関する事項
3 その他本会の目的達成上必要な事項
- 第 5条 本会は次の会員を以って組織する。
1 正会員本校卒業生。但し中途その他で転退学した者も会員の推薦があるときは、会長は審議して会員とすることができる。
2 特別会員母校現職員及び旧職員。
- 第 6条 本会は地域の状況に応じて支部を置き、母校との連絡を密にし、本会の発展に資する。
1 支部を置く場合には名簿、代表者を決めて本会に届出なければならない。
- 第 7条 本会に次の役員を置き、その任期は2年とする。但し再任を妨げない。
1 会長 1名 2 副会長 若干名 3 顧問 若干名
4 監事 2名 5 幹事 若干名 6 支部長
- 第 8条 役員を選出は次の通りとする。
1 会長、副会長、監査委員は総会において選出する。
2 顧問は母校現・旧校長の外は総会において推挙する。
3 幹事は母校職員中から、会長が委嘱する。
- 第 9条 役員の仕事は次の通りとする。
1 会長は本会を代表し、会務を統理する。
2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3 顧問は本会の運営につき、会長の相談に応える。
4 監事は本会の会計を監査する。
5 幹事は本会の庶務・会計を掌る。
6 支部長は支部を代表し、会務に参加する。
- 第10条 本会に顧問を置く。
1 顧問は、母校現・旧校長の外は総会において推挙する。
- 第11条 1 顧問は会長がこれを委託し、総会で報告する。
2 顧問は重要会務につき会長の諮問に答える。
- 第12条 本会に次の期間を置く。
1 役員会
2 総会
- 第13条 総会は年1回定期総会を開き必要に応じ臨時総会を開くことができる。
緊急事項は役員会を以って総会に代えることができる。
役員会は随時これを開く。
支部長は役員会に出席して審議に加わることができる。
総会には、1. 会務の報告 2. 予算・決算の承認 3. 役員選挙 4. 会則の改正
5. その他重要事項の協議を行う。
総会の議事は出席会員の過半数を以って可否を決定する。但し可否同数の時は議長がこれを決定する。
- 第14条 本会の経費は入会金、寄付金その他の収入を以ってあてる。
会員は同窓会を卒業時に納入する。
- 第15条 本会に次の帳簿を設ける。
1. 会員名簿 2. 役員名簿 3. 会計簿 4. 記録簿
- 第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第17条 この会則は昭和54年1月1日から実施する。
- 第18条 本会則実施上必要な会則は、会長、役員会を経て即ちこれを定める。

附 則 平成13年8月16日改正し、平成13年8月16日より施行する。